

県立学校家族休暇制度の導入について

令和8年4月
県立豊見城高等学校
県教育庁県立学校教育課

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

3 制度開始日

令和8年4月27日（月）

4 対象

本校の生徒

5 取得できる日数

年間3日まで（1日単位・分散取得可）

6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等（欠席扱いではありません）

7 取得できない日

(1) 学級・HR、学年、学校全体の活動がある日

例1 始業式・終業式・入学式・卒業式・その他学校行事のある日

例2 中間テスト・期末テスト・単元テストなど各種テストの実施日

(2) その他学校が定める日

懲戒指導および特別指導期間、なお、本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できません。

※ 取得の可否は取得日申請日が基準となるため、取得日に上記(2)の状況にならないよう自己責任のもと取得すること。

8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

9 届出手続き

- (1) 「家族休暇申請書」をHR担任に提出してください。
- (2) 承認されたら、取得の確認印が押された申請用紙が返されます。
- (3) 承認された内容通りに、通常の欠席届と同様に、Classi を使用して届け出てください。その際、「出席停止」を選択し、備考欄に「家族休暇のため」と記入してください。

10 届出期限

取得希望日の1週間前までに届け出てください。

※一度出した申請は、取得日の状況が変わるなどで取り下げることができます。再度別日に申請する場合は1週間前までに届け出てください。

11 授業への対応

自主学习での対応となり、補習等はいりません。授業のプリント等は後日、教科担任に確認してください。

12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

13 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。